

指定居宅介護支援 重要事項説明書

社会福祉法人 興寿会
居宅介護支援事業所 興寿苑

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(横須賀市指定 第 1471903303 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

〔 目 次 〕

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・	2
4. 職員の配置状況及び勤務体制・・・・・・・・・・・・	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	2
6. サービス利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・	4
7. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8. 事故時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9. その他利用申込者がサービスの選択に必要な重要事項	6

居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

◇ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

◇ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

◇必要に応じて、事業者とのご契約双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 興寿会 |
| (2) 法人の所在地 | 神奈川県横須賀市池上6丁目5番21号 |
| (3) 電話番号 | 046-852-1301 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 石黒 敬史 |
| (5) 設立年月日 | 平成13年8月3日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
横須賀市1471902203号（平成16年1月1日指定）
*当事業所は、特別養護老人ホーム 興寿苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

当事業所は、ご契約者の立場にたち、ご契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した生活を送っていただくことができるよう、ご契約者の心身の状況、環境等に応じてご契約者の選択に基づき、適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的・効率的に提供されるよう支援することを目的とします。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (3) 事業所の名称 | 指定居宅介護支援事業所 興寿苑 |
| (4) 事業所の所在地 | 神奈川県横須賀市池上6丁目5番21号 |
| (5) 電話番号 | 046-852-1301 |
| (6) 管理者氏名 | 石原 さと子 |
| (7) 事業所の運営方針 | |

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。

④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(8) 事業開始年月日 平成 16 年 1 月 1 日

(9) 事業者が行っている他の業務

当事業者は、次の事業もあわせて実施しています。

〔指定介護老人福祉施設〕

平成 16 年 1 月 1 日指定 横須賀市 1471902187 号 定員 120 名

〔指定短期入所生活介護〕

平成 16 年 1 月 1 日指定 横須賀市 1471902195 号 定員 10 名（介護予防を含む）

〔指定介護予防短期入所生活介護〕

平成 18 年 4 月 1 日指定 横須賀市 1471902195 号 定員 10 名（要介護含む）

〔指定通所介護〕

平成 16 年 1 月 1 日指定 横須賀市 1471902211 号 定員 25 名（介護予防通所介護相当サービス含む）

〔第 1 号通所事業〕

平成 29 年 4 月 1 日指定 横須賀市 1471902211 号 定員 25 名（要介護含む）

〔指定認知症対応型通所介護〕

平成 29 年 2 月 1 日指定 横須賀市 1491900385 号 定員 8 名（介護予防含む）

〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕

平成 29 年 2 月 1 日指定 横須賀市 1491900385 号 定員 8 名（要介護含む）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

横須賀市・葉山町・逗子市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日：月曜日から金曜日 ただし、祝日・年末年始は休業

受 付 時 間：月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 30 分

サービス提供時間：月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 30 分

4. 職員の配置状況及び勤務体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、別紙 1 のとおり配置し、職員体制を組んでいます。

なお、職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービス利用料金（契約書第 3 条～第 5 条、第 8 条参照）

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が、提供するサービスについて、通常の場合の利用料金は、介護保険から給付されますので、ご利用者のご負担はありません。

(1) サービス内容と利用料金（契約書第3条～第5条、第8条参照）

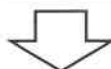
[サービスの内容]

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービスやその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」といいます。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①当事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はご家族等に提供し、ご契約者にサービスの選択を求めます。



③介護支援専門員は、ご契約者及びご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びご家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画の作成後の便宜の供与

- ◇ご契約者及びご家族等と指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◇居宅サービス計画の目標にそってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ◇ご契約者の意思をふまえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービスの変更

ご契約者が、居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が、居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が、居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が、介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

[サービス利用料金]

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。（償還払いとなります）

居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援費（ⅰ）【取扱件数が45件未満又は45件以上の場合で45件未満の部分】

要介護1・2（1,086単位／月）・要介護3・4・5（1,411単位／月）

居宅介護支援費（ⅱ）【取扱件数が45件以上の場合で45件以上60件未満の部分】

要介護1・2（544単位／月）・要介護3・4・5（704単位／月）

居宅介護支援費（ⅲ）【取扱件数が45件以上の場合で60件以上の部分】

要介護1・2（326単位／月）・要介護3・4・5（422単位／月）

<加 算>

- ・ 特定事業所医療介護連携加算 125単位／月
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）各1回につき
（Ⅰ）250単位（Ⅱ）200単位
- ・ 退院・退所加算
カンファレンス有（連携1回）600単位（2回）750単位（3回）900単位
カンファレンス無（連携1回）450単位（2回）600単位
- ・ 通院時情報連携加算 50単位／月
- ・ ターミナルケアマネジメント加算 400単位／月
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位
- ・ 複合型サービス事業所連携加算 300単位／回
- ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位／回
- ・ 初回加算 300単位

＜減 算＞

- ・ 特定事業所集中減算 （２００単位）
- ・ 運営基準減算 （基本単位の５割）
(減算状態が２ヶ月以上継続している場合、２ヶ月目より算定しない)
- ・ 業務継続計画未策定減算 （所定単位数×1/100）
- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 （所定単位数 1/×100）

＜地域区分＞

当事業所の地域区分は４級地（１０．８４円）となりますので、サービス利用料金に地域区分を乗じた料金が、居宅介護支援に関するサービス利用料金となります。

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

自動車を使用した場合には、走行距離１キロメートルにつき５０円をご負担いただきます。

（３）利用料金のお支払方法

償還払いの場合は、月ごとに請求書を発行いたしますので、料金をご持参又は指定の金融機関へお振込みください。

交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払ください。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交代

①事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの介護支援専門員の交替

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（３）医療と介護の連携強化

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

（４）サービス割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙２のとおりである。

7. 苦情の受付について（契約書第 11 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

◇苦情受付窓口（担当者）：職名 介護支援専門員

◇受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

◇電話番号 046－852－1301

◇F A X 046－852－2004

また、苦情受付ボックスを1階に設置してあります。

（2）行政機関その他苦情受付機関

民生局福祉子ども部 介護保険課 給付係	所在地 電話番号 受付時間	横須賀市小川町 11 番地 046－822－8253 月曜日～金曜日 8：30～17：15
民生局福祉子ども部 指導監査課 指導監査第2係	所在地 電話番号 受付時間	横須賀市小川町 11 番地 046－822－8393 月曜日～金曜日 8：30～17：15
逗子市 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号 046－873－1111 月曜日～金曜日 8：30～17：00
葉山町 福祉課	所在地 電話番号 受付時間	三浦郡葉山町堀内 2 1 3 5 番地 046－876－1111 月曜日～金曜日 8：30～17：00
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 電話番号 苦情専用 受付時間	横浜市西区楠町 27 番地 1 045－329－3447 0570－022110 月曜日～金曜日 8：30～17：15

*上記以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ

8. 事故時の対応について（契約書第 9 条参照）

事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な処置を迅速に行います。

9. その他利用申込者がサービスの選択に必要な重要事項

（1）事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとします。

① 採用時研修 採用後 3 か月以内

② 継続研修 年 1 回

（2）公正中立なケアマネジメントの確保

ご契約者の意思に基づいたご契約であることを確保するため、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

〔説明年月日〕

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 興寿苑

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

〔同意年月日〕

令和 年 月 日

ご利用者（ご契約者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

重要事項説明書付属文書

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第5条、第10条参照）

当事業所は、ご契約者に対しサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者及び介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

2. 損害賠償について（契約書第9条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害について事業所は、速やかにその損害を賠償いたします。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了日までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は、終了します。（契約書第8条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が、自立又は要支援と判定された場合
- ③ご契約者が、介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解除・契約解除の申し出（契約書第6条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の3日前までの解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合

②事業者もしくは介護支援専門員が、正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

③事業者もしくは介護支援専門員が、守秘義務に違反した場合

④事業者もしくは介護支援専門員が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第7条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 個人情報保護について

当事業者は、個人の権利利益の保護を目的に、社会福祉法人興寿会における個人情報保護規定に基づき、必要な措置を講じます。

5. 高齢者虐待防止について

当事業所は、高齢者虐待の防止のため、社会福祉法人興寿会における虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化に関する指針に基づき、必要な措置を講じます。

別紙1 [4 関係]

1. 主な職員の配置状況

令和6年4月1日現在

職 種	実人数	
管理者	兼 務	1 名
介護支援専門員	専 従	一 名
	兼 務	1 名

2. 職員の勤務体制

令和6年4月1日現在

職 種	実人数	
管理者	勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 30
介護支援専門員	勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 30

*上記の時間以外でも、ご相談をお受けします。

別紙2 [6 関係]

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	28%
通所介護	62%
地域密着型通所介護	22%
福祉用具貸与	56%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	福祉の森 湘南 30%	しんわ福祉サービス 22%	たんぽぽヘルパーステーション 17%
通所介護	老人デイサービス 興寿苑 51%	恵徳苑デイサービスセンター 15%	デイサービス ARK TAKE 15%
地域密着型通所介護	セカンドアルバム ひなた 59%	デイサービス天真館 21%	デイサービス天真館テラス 21%
福祉用具貸与	イノベーションオブメ ディカルサービス 48%	メディケアセンター逗子 42%	サクラサービス 追浜営業所 10%

- ③ 判定期間 (令和7年度)

- ☒ 前期 (3月1日から8月末日)
☐ 後期 (9月1日から2月末日)